

## 経済・雇用対策（経済・雇用戦略課）

### 1. 経済活性化対策

#### (1) まちなか・コミュニティビジネス支援事業

地域が抱える課題をビジネスの手法で解決し、利益を地域に還元するコミュニティビジネスの起業を支援することにより、まちなかの再生を図る。

##### 【事業の概要】

対象者：市内の個人、団体

対象経費：起業に必要な施設改修等に要する経費

補助金額：補助対象経費の1/2以内（1件あたり450万円を上限）

【平成28年度実績】 1件

#### (2) 新規創業・開業支援事業

新たに創業を予定している事業者を支援することにより、商業の振興を図る。

##### 【事業の概要】

対象者：新たに創業を予定している者、新分野への進出を予定している事業者

対象事業：商工業

補助金額：補助対象経費の2/3以内（1件あたり50万円を上限）

【平成28年度実績】 13件

#### (3) 創業チャレンジサポート事業

起業の場所となる物件探し、資金調達、PR等、経営全般に関するアドバイスと家賃補助を行うことにより、中心市街地での新規開業の促進ならびに地域商業の担い手の育成を図る。

#### (4) クラウドファンディングサイト「FAAVO（ファーブ）鳥取」活動支援事業

インターネットを活用した資金調達的手段であるクラウドファンディング「FAAVO鳥取」のエリアパートナーとして、創業等に係る資金調達面での支援を行うことにより、地域活性化に資する取組みの促進を図る。

【平成28年度実績】 2件

#### (5) 小・中学生ものづくり人材育成事業

市内の小・中学校を対象に、ものづくりに対する意識の啓発を行うことで、将来の鳥取市を担うものづくり人材の育成を目指して、小・中学校、公民館におけるものづくり出前講座の支援等を行う。

【平成28年度実績】 49回

#### (6) 食品加工産業育成事業

農林水産物等を活用した食品加工に係る新規事業の創出並びに食品加工に係る新商品の開発及び既存商品の改良を行う食品加工関連事業者を支援する。

##### 【事業の概要】

対象者：中小企業者、協同組合又は生産者団体

対象分野：食品加工関連産業

補助金額：補助対象経費の2/3以内（1件あたり100万円を上限）

審査方法：事前評価及び外部審査委員会の審査を経て行う。

【平成28年度実績：5件】

#### (7) 国際経済交流事業

環日本海諸国ほか海外との経済交流を活発化させるため、市内企業、経済・観光団体、関係機関で

構成する「鳥取市国際経済発展協議会」を中心に、市内企業と海外との交流の橋渡しや、市内経済・観光関係者や貿易関連機関等とネットワークを形成し、経済交流の具体的支援を行っていく。

【平成28年度主な実績】

- ・環日本海拠点都市会議（韓国東海市）鳥取市広報館出展
- ・中国延辺朝鮮族自治州職員、韓国清州市職員研修受入ほか

(8) 地域エネルギーによる経済活性化の取組

「鳥取市スマートエネルギータウン構想」（平成27年8月策定）に基づき、産学金官連携のもとエネルギーの地産地消と環境・エネルギー分野での地域産業振興・雇用創造による地域経済の好循環・地域創生を推進する。地域エネルギービジネス事業の取り組みを支援するとともに、官民共同で設立した電力の小売を行う地域電力会社「(株)とっとり市民電力」と環境エネルギー産業の総合的な支援を行う「とっとり環境エネルギーアライアンス合同会社」により、エネルギーの地産地消と地域内資金循環の取組をさらに進める。

## 2. 中小企業金融対策

中小企業者を支援するため、次の融資制度を設けている。（金利は変動）

（平成29年4月1日現在）

|        | 資金名              | 概要                                                       | 貸付限度額                                                         | 貸付利率                              | 貸付期間<br>(カッコ内は据置)                     | 申込窓口                              |
|--------|------------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 一般資金   | ① 鳥取市中小企業小口融資    | 従業員数が20人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）にあつては5人以下）の中小企業者への融資資金  | 1,250万円                                                       | 1.66%<br>(特別利率<br>1.43%)          | 運転資金<br>5年(6月)以内<br>設備資金<br>7年(1年)以内  | ・商工会議所<br>・商工会                    |
|        | ② 鳥取市小規模事業者融資    | 従業員数が20人以下（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）にあつては10人以下）の中小企業者への融資資金 | 3,000万円                                                       | 1.66%<br>(特別利率<br>1.43%)          | 運転資金<br>7年(1月)以内<br>設備資金10年<br>(1年)以内 | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
|        | ③ 鳥取市中小企業経営安定化資金 | 市内中小企業者への融資資金                                            | ・設備資金 3,000万円<br>(8/10以内)<br>・運転資金 2,000万円                    | 1.66%<br>(保証なし<br>1.96%)          | 運転資金、設備資金とも10年(1年)以内                  | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
| 借換資金   | ④ 鳥取市経営安定支援借換資金  | 保証協会の信用保証付き借入金の借換に必要な資金                                  | 2億円<br>(借換する既存借入金の当初借入額の合計額が上限、借換と併せて行う経営改善の取組に必要な運転資金及び設備資金) | 1.66%<br>(特別利率<br>1.43%)          | 10年(3年)以内                             | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
| 新規事業資金 | ⑤ 鳥取市新規参入資金      | ①経営革新貸付<br>新商品の開発や生産、新しい販路の開拓などに取り組む者等への融資               | 1億円                                                           | 1.43%<br>(最大5年間県が利子の一部年0.7%相当を助成) | 10年(2年)以内                             | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |

|        | 資金名                | 概 要                                                                                                             | 貸付限度額          | 貸付利率                     | 貸付期間<br>(カッコ内は据置)                      | 申込窓口                              |
|--------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|--------------------------|----------------------------------------|-----------------------------------|
| 新規事業資金 | ⑤ 鳥取市新入規資参金        | ②海外展開貸付<br>県内事業の安定・拡大を図るため海外見本市等への参加、直接輸出入にかかわる事業等を行う者への融資                                                      | 1億円            | 1.43%                    | 10年(2年)以内                              | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
| 特別資金   | ⑥ 鳥取市「地産地消の店」支援資金  | 鳥取市「地産地消の店」として認定されている中小企業者への融資資金                                                                                | 1,000万円        | 1.66%<br>(保証なし<br>1.96%) | 7年(1年)以内                               | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
|        | ⑦ 鳥取市経営体質強化資金      | 平成20年秋以降の世界的な金融危機を背景とした経営状況悪化から回復しつつある中小企業者に対し、経営維持や景気回復期における必要な資金を融資し、中小企業等の経営力の強化・発展に資することを目的とする。             | 8,000万円        | 1.43%                    | 10年(3年)以内                              | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
| 倒産対策   | ⑧ 鳥取市中小企業取引安定化対策資金 | 取引企業の倒産等による急激な取引環境の変化により、経営の安定に支障を生じている中小企業者への融資資金                                                              | 5,000万円        | 1.66%                    | 7年(1年)以内                               | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
| 経済変動対策 | ⑨ 鳥取市地域経済変動対策資金    | 地域経済に大きな影響を及ぼす基幹的企業の事業活動の変化等経済変動事象により影響を受けた中小企業者への融資                                                            | 2億8,000万円      | 1.43%                    | 10年(3年)以内                              | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
| 災害対策   | ⑩ 鳥取市災害等緊急対策資金     | 自然災害等で被害を受けた中小企業が、復旧等のために必要な資金                                                                                  | 2億8,000万円      | 1.43%                    | 運転資金<br>10年(3年)以内<br>設備資金<br>15年(3年)以内 | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
| 借換資金   | ⑪ 経営再生円滑化借換特別資金    | 厳しい経済環境を背景に資金繰りの安定を図りながら経営改善に取り組む中小企業者等に対して超長期の借換資金により償還負担の軽減と経営改善の着実な取り組みを支援することにより、中小企業者等の経営再生が図られることを目的とする資金 | 保証協会の定めるところによる | 1.43%                    | 10年(1年)以内                              | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
|        |                    |                                                                                                                 |                | 1.60%                    | 15年(1年)以内                              |                                   |

|        | 資金名                     | 概 要                                                                                              | 貸付限度額              | 貸付利率                                                                  | 貸付期間<br>(カッコ内は据置) | 申込窓口                              |
|--------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------|
| 特別資金   | ⑫ 鳥取市新規<br>需要開拓<br>設備資金 | 中小企業者の新たな<br>需要獲得を目指す競<br>争力強化のための事<br>業展開に必要な資金<br>の融資を促進するこ<br>とを目的とした資金                       | 保証協会の定めると<br>ころによる | 10年以内<br>1.66%<br>(特別利率<br>1.43%)<br>10年超<br>1.87%<br>(特別利率<br>1.60%) | 20年(3年)以<br>内     | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |
| 新規事業資金 | ⑬ 鳥取市支<br>創 業 資 金       | 新たに事業に取り組<br>もうとする中小企業<br>者等に必要な資金を<br>融資し、雇用の維持<br>及び雇用機会の創出<br>と地域経済の活性化<br>に資することを目的<br>とした資金 | 1億円                | 1.66%<br>(特別利率<br>1.43%)                                              | 10年(2年)以<br>内     | ・商工会議所<br>・商工会<br>・商工会連合会<br>・中央会 |

### 3. 中小企業・商業活性化対策

中心市街地等における商業の振興を図るため、次のような支援を行う。

| 補助対象事業        |               | 補助対象事業内容                                                                                       | 補助の対象となる商店街団体等（事業実施主体）                                                | 補助対象経費                                                                               | 補助率<br>限度額     |
|---------------|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 商店街にぎわい形成促進事業 | (1)<br>活動支援事業 | ①地域の文化、人材、資源を活かした商店街づくりを行うソフト事業<br>②販売促進活動、異業種交流、新商品開発、勉強会、調査事業など商業振興に関するソフト事業                 | 商業者のグループ<br>商店街振興組合<br>事業協同組合<br>まちづくり会社<br>任意の商店会<br>中心市街地活性化協議会NPO  | 当該事業に要する謝金、旅費、会場借上料、機器賃借料、雑役務費、広告宣伝費、通信運搬費、消耗品費、委託費、その他市長が特に必要と認める経費（消費税及び地方消費税は除く。） | 2 / 3<br>60万円  |
|               | (2)<br>環境整備事業 | 来街者の利便性の向上や安全安心のまちづくり、環境への負荷軽減を図るなど、商店街振興組合等が取り組む公共性の高い環境整備事業                                  | 商店街振興組合<br>商店街振興組合連合会<br>任意の商店会<br>まちづくり会社                            | 新たな整備をする場合、当該事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）                                                | 1 / 2<br>40万円  |
| 中心市街地活性化推進事業  |               | 鳥取市が定めた中心市街地活性化基本計画に基づき実施される事業実施に必要な調査、設計書等を作成するもの                                             | 商店街振興組合<br>事業協同組合<br>任意の商店会<br>商工会議所<br>まちづくり会社<br>中心市街地活性化協議会<br>NPO | 当該事業に要する謝金、旅費、会場借上料、通信運搬費、消耗品費、委託費、印刷製本費、その他市長が特に必要と認める経費（消費税及び地方消費税は除く。）            | 2 / 3<br>200万円 |
| 大型空き店舗対策事業    |               | 大型空き店舗を商業施設等として活用するもの<br>（要件）<br>・賃貸物件で過去に使用されていたもの<br>・1階部分が空いているもの<br>・空いている部分が延べ115.5㎡以上のもの | 商業者<br>商店街振興組合<br>まちづくり会社                                             | テナントとして営業を行う事業に要する経費のうち、店舗賃借料（共益費、駐車場代を除く）、店舗改装費及び広告宣伝費                              | 3 / 4<br>300万円 |

## 4. 雇 用 対 策

### (1) 第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略

「第3次鳥取市経済再生・雇用創造戦略」に基づき、平成26年度から平成29年度までに5,000人以上の雇用創造を目指し、次の3つの柱を設け戦略的に取り組んでいく。

- ・経済再生のための成長産業の創出
- ・地域資源活用による産業創出
- ・地域課題解決による産業創出

【平成26年度実績】雇用創造数1,834人（確定値）

【平成27年度実績】雇用創造数1,546人（確定値）

【平成28年度実績】雇用創造数1,661人（確定値）

### (2) 無料職業紹介事業

雇用を促進するため、事業再編等に伴い離職された方々や大学等卒業予定者・高等学校等を卒業され就職していない方、一般の求職者等に対し、鳥取市無料職業紹介所に登録されている求人企業の斡旋を行う。

名 称：鳥取市無料職業紹介所（経済観光部 経済・雇用戦略課内）

開 設：平成16年10月1日

対 象 者：誘致企業への就職希望者

市内へのU J I ターン希望者

市内工業団地に進出、移転した企業への就職希望者

一般の求職者

新規登録求職者数 65人

就職者数 52人

### (3) 求職者教育訓練助成事業

求職者が、就職のために必要な教育訓練を自己負担で受けたとき、経費の一部を助成する。

【事業の概要】

対 象 者：65歳以下の求職者で、雇用保険の給付対象とならない者

補助金額：補助対象経費の1/2（1件当たり5万円を上限）

【平成28年度実績】2件

### (4) シルバー人材センター助成事業

高齢者の能力の積極的な活用や社会参加を図り、もって高齢者の福祉の増進に資するため、高齢者にその希望に応じた臨時的かつ短期的な就業機会の提供を行う公益社団法人鳥取市シルバー人材センターの運営に要する経費を補助する。

### (5) 障がい者雇用奨励事業

障がい者を雇用する市内事業所に対し、奨励金を交付し、障がい者雇用の促進を図る。

【事業の概要】

障がい者を対象とした国のトライアル雇用を行った事業所が、終了後に常用雇用に移行した場合に、一人あたり5万円の雇用奨励金を支給する。

【平成28年度実績】3件

### (6) 鳥取市雇用促進協議会

市内の雇用創造及び促進に関係している機関との連携を図り、雇用促進に関する事業を行う。

【平成28年度実績】



- ・高校生を対象とした企業見学会（参加校：6校（356人） 訪問企業：19社（延べ28社））
- ・若者の職場定着促進事業（セミナー3回開催、90人参加）
- ・パソコン技能&コミュニケーション研修（3回開催、36人参加）

#### (7) 人材確保推進事業

市内企業のPR用パンフレット等の情報・ツールを使い、県外に配置された移住支援相談員と連携しながら県外移住者へ情報発信を行っていくことで、県外者の転入及び地元企業就職を促進する。

また、大阪において市内企業参加のもと合同企業説明会へ出展しUJIターンの促進を図る。

#### (8) 働き方改革推進事業

働きやすい職場づくりをめざし、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍等を推進するための優良な支援制度や積極的な取組を行う市内企業を支援し、市内の企業に就職を希望する求職者に情報を広く公開するための事業を行う。

【事業内容】①市内企業への訪問、情報提供

②中小企業向けセミナーの開催

③事業を推進するための職員を1名配置

### 5. 計 量 事 務

消費者の生活の安全を守るため、計量器（はかり）の適正な使用を促進するとともに、事業所への計量器の定期検査と立入検査を行う。該当する計量器は、スーパーや商店などで使用するはかり、小中学校で証明に使用するはかりなど。

【平成28年度実績】

定期検査 209事業所（はかり412台、分銅194個）

立入検査 8事業所（食品348個）

### 6. 鳥取市公設地方卸売市場（鳥取市南安長二丁目）

開 場 日：日曜日、国民の祝日、1月2日・3日・4日、8月15日・16日、  
12月31日及び臨時休場日以外の日

開 場 時 間：午前4時から午後4時まで

敷 地 面 積：32,237㎡

開 設 日：昭和48年4月1日

指定管理者：協同組合鳥取総合食品卸売市場

指 定 期 間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

取 扱 高

（単位：数量＝トン、金額＝千円）

|         | 平成28年度 |           |
|---------|--------|-----------|
|         | 数 量    | 金 額       |
| 青 果 部   | 23,254 | 6,837,984 |
| 水 産 物 部 | 1,449  | 1,329,708 |
| 花 き 部   | 5,380  | 393,385   |
| 合 計     |        | 8,561,077 |

※花き部の数量の単位は千本

## 産学官連携（経済・雇用戦略課）

### 1. 産学官連携事業の推進

今後の産学官連携体制の充実や産学官連携事業の活性化を図るため、企業ニーズの把握を目的とした高等教育機関や金融機関との連携による企業訪問などを実施する。

また、産学官連携のネットワーク強化を目的として、産学・地域連携推進室連絡会（月1回）、中国地域産学官コラボレーション会議等へ参加するとともに、公立鳥取環境大学との産学官連携に関する懇談会、農商工連携セミナーなどを実施する。

### 2. 産学官連携地域経済活性化事業

#### (1) 新技術研究開発事業

地場産業の活性化及び本市における産業技術の高度化を図るため、中小企業者などと大学などで行われる新技術・新製品の開発を目的とした共同研究を支援する。

##### 【事業の概要】

対 象 者：鳥取市内に事業所又は工場を有する中小企業者

対象事業：学術研究機関との共同研究により、新技術の実用化のための研究開発を行う事業

補助金額：補助対象経費の2/3以内（1件当たり100万円を上限）

審査方法：事前評価及び外部審査委員会の審査を経て行う

#### (2) 農商工等異業種交流支援事業

農業者、商業者、工業者等の異業種との交流により、新たな6次産業化に向けた製品開発を支援する。

##### 【事業の概要】

対 象 者：新たな製品開発を行う中小企業者、協同組合又は、生産者団体

対象事業：学術研究機関との連携及び農業者、商業者、工業者等の異業種との交流により、新たな製品開発を行う事業

補助金額：補助対象経費の2/3以内（1件当たり100万円を上限）

審査方法：事前評価及び外部審査委員会の審査を経て行う

#### (3) 産学官連携起業化推進支援事業

学術研究機関との連携により、本市での起業又は事業設立を支援する。

##### 【事業の概要】

対 象 者：新たに起業又は事業設立を行う中小企業者又は個人

対象事業：学術研究機関との連携により、本市での起業又は事業設立を行う事業

分野：新製造技術関連、バイオテクノロジー関連、医療・福祉関連、環境関連、情報・通信関連等

補助金額：補助対象経費の2/3以内（1件当たり100万円を上限）

審査方法：事前評価及び外部審査委員会の審査を経て行う

### 3. 乾燥地研究情報発信事業

鳥取大学乾燥地研究センターの研究成果を広く情報発信するため、事業に要する経費に対して補助する。

## 地場産業の振興（経済・雇用戦略課）

### 1. 地産地消推進事業

地産地消の推進を図るため、「鳥取市地産地消行動指針：第五期推進期間（平成27～29年度）」の最終年度として、関係団体、関係機関などと連携して「鳥取市地産地消行動実施計画」に基づき各種事業を実施する。

#### (1) 地産地消フェアの開催

地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」により地元産業の活性化や食育の推進を図るため、地産地消フェアを開催する。

##### 【平成28年度実績】

平成29年1月28日 地場産プラザわったいな 食育交流ホールとりっこ広場

#### (2) 食育アドバイザー派遣事業

小・中学生、保育園児・保護者や市街地の消費者が、農林水産物や地域の食材を使った伝統料理に対する理解を深めるため、食育アドバイザーとして選定した伝統料理の保存や農産物の加工に取り組んでいる農業者などを保育所・小中学校での食育や、地域での学習会の講師として派遣する。

##### 【平成28年度実績】

派遣件数 51件

参加数 878人

#### (3) 地産地消の店認証事業

地産地消の浸透を図るため、地元の農林水産物を積極的に使用する飲食店などを「地産地消の店」に認定する。

##### 【平成28年度実績】

認定店 83店

#### (4) 学校給食計画栽培支援事業

学校給食における地元産食材の利用促進を図ることを目的に、学校給食用に農産物を計画的に生産出荷する団体に対し、助成を行う。

##### 【事業の概要】

対 象 者：生産者により組織された団体

補助金額：生産農家1戸当たり3,000円

学校給食への提供量10kg当たり15円

##### 【平成28年度実績】

|            |             |        |
|------------|-------------|--------|
| にんじん生産組合   | 生産農家5戸、供給量  | 2.4 t  |
| たまねぎ生産組合   | 生産農家6戸、供給量  | 24.3 t |
| かんしょ生産組合   | 生産農家11戸、供給量 | 7.6 t  |
| 白ねぎ生産組合    | 生産農家12戸、供給量 | 5.4 t  |
| ブロッコリー生産組合 | 生産農家10戸、供給量 | 0.6 t  |
| さといも生産組合   | 生産農家1戸、供給量  | 11 t   |
| 大根生産組合     | 生産農家1戸、供給量  | 6.6 t  |
| ばれいしょ生産組合  | 生産農家7戸、供給量  | 5.5 t  |
| 千両なす生産組合   | 生産農家9戸、供給量  | 0.9 t  |
| アスパラガス生産組合 | 生産農家6戸、供給量  | 0.9 t  |



## 2. 伝統産業等支援事業

### (1) ふるさと産業規模拡大事業

伝統的産業の振興を図るため、ふるさと産業（和紙、陶磁器、竹工、酒造、菓子、木製家具・建具及びクラフトの製造業）を行う事業者が、既存の事業を拡大する際、実施する設備導入などに対して支援する。

【平成28年度実績】 2 件（陶磁器、和紙）

### (2) 伝統工芸等後継者育成支援事業

文化的な財産である伝統工芸の保存及び活性化を図るため、伝統工芸などの技術を伝承することを目的とした研修の従事者及びその受け入れを行う事業者に対し支援する。

### (3) 地酒で乾杯条例啓発事業

条例制定を契機ととらえ、イベントや広報による啓発活動を行い、地酒による乾杯の普及と地酒を活用した伝統産業の振興を行う。

### (4) 因州和紙振興

和紙文化の伝承と和紙産業の安定と発展を図るため、因州和紙を伝承していくことを目的とした各種事業に取り組んでいる団体に助成する。

また、因州和紙に関連した施設の管理を行う。

#### ①鳥取市佐治町和紙生産伝習施設「かみんぐさじ」（鳥取市佐治町福園）

利用条件等：午前9時～午後4時30分（毎週水曜日休館） 紙すき体験料700円ほか

敷地面積：2,614㎡（延床面積 989.87㎡）

開館：平成7年11月1日

指定管理者：有限会社かみんぐさじ

指定期間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

利用者数：平成26年度 10,779人 平成27年度 10,073人 平成28年度 10,364人

#### ②鳥取市あおや和紙工房（鳥取市青谷町山根）

利用条件等：午前9時～午後5時（毎週月曜日休館） 一般100円ほか

敷地面積：10,598㎡（建築面積 1,522㎡）

開館：平成14年8月2日

指定管理者：公益財団法人鳥取市文化財団

指定期間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

利用者数：平成26年度 22,613人 平成27年度 23,004人 平成28年度 22,330人

## 3. 物産振興

### (1) 特産品PR事業

本市の特色ある特産品を多くの方に認知していただくとともに、特色ある素材を活かした特産品開発やブランド化を促進するため、民間販売施設と連携しながら特産品PR事業を行う。関西圏での特産品PR、郡山市をはじめとする国内姉妹都市等での物産展の出展など。

### (2) 物産振興体制強化事業

日交本通りビルに新たな物産観光の拠点として「まちパル鳥取」を開業し、鳥取市観光コンベンション協会物産部門と連携しながら鳥取市ふるさと物産館の充実を図るとともに、本市の物産振興を進めていく。

### (3) 鳥取市公式インターネットショップ「とっとり市」事業

物産振興や本市のイメージアップ、ブランド化を図るため、インターネットによる全国への販路拡大を行い、事業者と行政のネットワークの構築や新たなマッチングを展開していく。

【平成28年度実績】

202店舗出店（平成29年3月31日）

## 企 業 振 興（企業立地・支援課）

### 1. 企業誘致推進事業

本市産業構造の高度化及び雇用機会の拡大を図るため、企業訪問等を積極的に展開することで本市への企業の進出・増設などを働きかけ、企業の立地や地元企業の事業拡大を促進する。

【平成28年度 誘致企業数：2社】

・日本ロジックス(株)                      ・(株)最上インクス

【平成28年度 増設企業数：15社】

①従来の制度の補助金指定企業（7社）

・上田コールド(株)                      ・(株)鳥取メカシステム  
・(株)マリンナノファイバー          ・用瀬運送(有)  
・(株)ササヤマ                          ・(株)ジャパンディスプレイ  
・(株)アクシス

②新制度の補助金指定企業（8社）

・鳥取旭工業(株)                      ・あおやサイエンス(株)  
・(株)ナオモトテクノ                  ・(株)ゼンヤクノー  
・日段(株)                              ・(株)勝原製作所  
・(株)SUNYOU                      ・(株)尾崎

#### (1) 鳥取市企業立地ガイド

主に県外企業誘致活動のため、企業誘致に必要な本市の現況、人材の状況、支援制度などの情報をまとめた冊子を作成する。

#### (2) 企業立地促進補助金・資金融資事業

##### ①鳥取市企業立地促進補助金

対象事業：製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業など

補助金額：投資額×（3%又は5%）、初年度賃借料×（15%又は20%）、新規雇用者数に応じた額の合計額

限度額：2億円（加算措置を含む）

要件：製造業においては、投資額1億円以上（市内中小企業は3,000万円以上）及び新規正規雇用者数5人以上（市内中小企業は市内在住常用雇用者3人以上）の増加

※対象事業ごとに一定の投資額及び新規雇用者数に要件あり

##### ②鳥取市企業立地促進補助金（市内中小企業向け新制度）

対象者：鳥取市内に本社を置く、製造業を営む中小企業

対象事業：中小企業等経営強化法における経営力向上計画の大臣認定、又は経営革新の法承認を受けて行う事業における設備投資であること

対象経費：機械装置とその設置に伴う建屋新築・改修の取得費用 ※土地は対象外

補助金額：投下固定資産額のうち1,500万円を超える額の50%

限度額：2,500万円

③鳥取市情報通信関連企業立地促進補助金

対象事業：情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業など

補助金額：専用通信回線使用料及び借室料の1/6

限度額：4,000万円／年（加算措置を含む）

補助期間：操業から5年間

※対象事業ごとに一定の新規常用雇用者数に要件あり

④鳥取市（鳥取県）企業立地促進資金融資制度

対象事業：製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所、道路貨物運送業など

貸付限度額：設備資金 50億円

運転資金 1億円

貸付利率：保証付きの場合 年1.43%（変動）＋年0.45%～1.45%（信用保証料）

保証なしの場合 年1.68%（変動）

貸付期間：設備資金 15年（据置2年）以内

運転資金 10年（据置2年）以内

※対象事業ごとに一定の融資対象施設の取得額及び新規雇用者数に要件あり

【平成28年度実績】 19件

(3) 工業団地分譲推進事業

企業誘致の受け皿となる、新たな工業団地の整備を推進するとともに、本市工業団地への進出を働きかける。

・南吉方工業団地（三洋電機工場跡地）

平成28年度分譲完了

平成28年度操業実績 (株)源吉兆庵（8月）、(株)LASSIC（2月）、共和薬品工業(株)（3月）

・新津ノ井工業団地

分譲中面積 0.5 ha

・鳥取南インター布袋工業団地の整備推進

造成中面積 7.7ha

平成28年度操業実績 (株)ササヤマ（9月）

平成29年度操業予定 マルサンアイ(株)（6月）

・河原インター山手工業団地の整備推進

造成中面積 4.2 ha

平成28年度操業実績 (株)イナテック（6月）

## 2. 中小企業活性化対策事業

本市産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、販路開拓や人材育成を行う中小企業を支援する。

(1) ビジネスマッチング支援事業

対象者：市内に事業所を有する中小企業者で、製造業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、ソフトウェア業、デザイン業等の事業を営む者

対象事業：自社の商品、製品、技術等売り込むための展示会等への出展事業

対象経費：出展料、会場備品等リース料、印刷製本費、旅費、展示品搬送料

補助金額：対象経費の2/3

限度額：1回目: 30万円、2回目: 25万円、3回目: 20万円（海外の場合はいずれの回数の時点でも50万円）

【平成28年度実績】 13件

## 鳥取砂丘の活性化及び山陰海岸ジオパーク推進の取り組み

（鳥取砂丘・ジオパーク推進課）

### 1. 砂像制作事業

本市を代表する鳥取砂丘の中心観光施設である「砂の美術館」に、世界トップレベルの砂像を制作し、常設展示を行い、併せて、本市の魅力ある観光資源として情報発信し、観光客の増加を図る。

#### 【事業の概要】

壮大な鳥取砂丘で開催される「砂の美術館」は、平成18年度に開催された第1期展示から、平成28年度の第9期展示までの間、通算来場者が約350万人に達した。

「砂の美術館」は、世界トップレベルの砂像を展示した施設であり、作品のクオリティの高さはもちろん、芸術的・文化的にも高く評価され、全国・全世界の注目の的である。

本市を代表するブランドである「砂像」を活用した取り組みによって、砂像文化の普及・啓発を図っていくとともに、国内外に向けて情報発信を行っていく。

#### ※平成28年度実績

平成28年4月16日から平成29年1月3日まで開催した第9期展示「テーマ：砂で世界旅行・南米編～繁栄の記憶を留める奇蹟の新大陸を訪ねて～」の来場者は、約45万人を数え、経済波及効果は約109億円と試算されるなど、滞在型観光の拠点として地域経済の活性化に大きく貢献した。

平成29年4月16日から平成30年1月3日まで開催する第10期展示「テーマ：砂で世界旅行・アメリカ編～世界に誇る大自然と自由の国を訪ねて～」の砂像制作を行った。

【平成28年度決算額】 37,931千円

【平成29年度予算額】 0千円

### 2. 「砂像のまち鳥取」推進事業

本市の観光ブランドとして定着しつつある「砂像文化」を市民とともに育み、「砂像のまち鳥取市」を全国、全世界に発信する。

#### 【事業の概要】

砂の美術館10周年記念事業開催に向けての関係各者との交渉や調整等の実施。

【平成28年度決算額】 703千円

【平成29年度予算額】 34,395千円

### 3. 鳥取砂丘新発見伝事業

全国に鳥取砂丘の魅力を発信するため、行政と民間が一体となった砂丘観光の活性化を図る事業を実施し、イベント支援や団体育成を行う。

#### 【事業の概要】

#### (1) 民間団体へのイベント実施委託と団体育成

- ・砂丘活性化事業の公募及び審査

- ・砂丘活性化事業の支援

※平成28年度実績

鳥取砂丘スポーツフェス2016

鳥取砂丘クイズゲーム2016

第2回鳥取砂丘新発見！“スナバ” BEACH SPORTS 2016 など

## (2) 砂丘の魅力に関する広報

## (3) ホームページの管理

【平成28年度決算額】 6,766千円

【平成29年度予算額】 10,000千円

# 4. 砂丘管理事業費

鳥取砂丘は、山陰海岸国立公園、世界ジオパークネットワークに認定された山陰海岸ジオパークに位置している。自然環境豊かな鳥取砂丘の保護・保全活動、観光客受け入れの環境整備等を行い、貴重な地形・地質の管理及び観光地としての魅力向上を図る。

## (1) 保護・保全活動

鳥取砂丘漂着ゴミの処理

鳥取砂丘周辺の景観保全（下草刈り、清掃活動）

砂丘飛砂除去

鳥取砂丘ボランティア除草

※平成28年度実績 7,635人（43.1ha）

## (2) 観光客受け入れ環境の整備

大型連休期間の道路渋滞対策（臨時駐車場開設、シャトルバス運行、交通誘導員配置）

鳥取砂丘駐車場の維持管理

【平成28年度決算額】 33,806千円

【平成29年度予算額】 30,289千円

# 5. 鳥取砂丘地域振興事業

鳥取砂丘は日本を代表する観光資源であり、国内外に誇れる貴重な財産である。

その鳥取砂丘に関する知識を深めるきっかけづくりとして「砂丘検定」を実施し、地域住民が観光客に対して、砂丘に関する情報を伝えられるようになることにより「もてなしの向上」を図る。

## 【事業の概要】

第8回鳥取砂丘検定の実施

※平成28年度実績

実施場所は「鳥取会場」「東京会場」「大阪会場」の3か所。検定コースは、従来の「一般コース」、「基礎コース」、「上級コース」の3コース。

検定実施に合わせ「鳥取砂丘検定公式テキストブック」「鳥取砂丘まるごとハンドブック」を発行した。

【平成28年度決算額】 250千円

【平成29年度予算額】 0千円



## 6. 山陰海岸ジオパーク推進の取り組み

鳥取県、兵庫県、京都府の3府県6市町にわたる山陰海岸地域を中心とした東西約120km、南北最大30kmのエリアにおいて、日本海形成に関わる多様な地形・地質遺産を活用し、地域経済の活性化を図り、持続可能な地域社会の発展につなげる。

平成29年には、日本ジオパークネットワーク（JGN）の再認定審査が実施される。

### 【事業の概要】

#### (1) 山陰海岸ジオパーク推進協議会

山陰海岸国立公園内に面する地域の自治体、商工観光団体等で構成。山陰海岸ジオパークエリアの地質学的、生態学的環境の資源価値を継続して高め、これらを教育的活用やジオツーリズムの場として高度利用できる環境整備を行い、地域活性化のための活動を行うことを目的とし、平成19年7月16日に設立され、学術関係機関、民間団体等との連携を強化し、取り組みを進めている。事務局は、兵庫県但馬県民局。

(山陰海岸ジオパーク推進協議会構成団体)

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市 町 | 京丹後市、豊岡市、香美町、新温泉町、岩美町、鳥取市                                                                                                                                                                                                                                             |
| 府 県 | 京都府、兵庫県、鳥取県                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 団 体 | 京丹後市商工会、(社)京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部、豊岡商工会議所、豊岡市商工会、豊岡ツーリズム協議会、但馬地域博物館連絡会、日和山観光(株)、香美町商工会、香美町香住観光協会、但馬漁業協同組合、新温泉町商工会、浜坂観光協会、湯村温泉観光協会、七釜温泉旅館組合、浜坂町漁業協同組合、湯村温泉旅館飲料組合、岩美町商工会、岩美町観光協会、山陰松島遊覧(株)、鳥取商工会議所、鳥取市東商工会、鳥取市西商工会、(社)鳥取市観光コンベンション協会、鳥取県漁業協同組合、田後漁業協同組合、京都府道路公社、兵庫県道路公社 |

#### (2) 山陰海岸ジオパーク鳥取県連絡協議会

山陰海岸ジオパークの取り組みをさらに充実させるため、鳥取県内の推進体制を図ることを目的とし、平成22年1月25日に設立した。

(山陰海岸ジオパーク鳥取県連絡協議会構成団体)

|     |                                                                                      |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 市 町 | 岩美町、鳥取市                                                                              |
| 県   | 鳥取県生活環境部山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、鳥取県地域振興部東部振興監東部振興課                                         |
| 団 体 | (社)鳥取市観光コンベンション協会、鳥取商工会議所、鳥取市東商工会、鳥取市西商工会、鳥取但馬会、鳥取信用金庫、鳥取銀行、鳥取県漁業協同組合、岩美町観光協会、岩美町商工会 |

#### (3) 拠点施設の充実

鳥取砂丘ジオパークセンター、湖山池情報プラザ、鳥取市あおや郷土館の運営。

#### (4) ガイド養成

福部町から青谷町まで鳥取市内のジオパークエリア内で14のガイド団体が活動。

山陰海岸ジオパーク全域や鳥取県内でのガイド研修会・交流会の開催。

#### (5) ジオサイトの保護・保全活動

鳥取砂丘一斉清掃、鳥取砂丘ボランティア除草、湖山池周辺一斉清掃等との連携。

海岸漂着物回収、鳥取環境大学の研究事業等への支援・協力。

#### (6) 教育・啓発活動

小中学校、地区公民館等で行う出前講座、現地学習会への講師派遣。

小学校の校外学習に必要な貸切バスの借り上げ代補助。

#### (7) ジオツーリズム・地域特産物の開発・商品化の支援

山陰海岸ジオパーク魅力活用総合補助金制度を整備し、山陰海岸ジオパークを活用した事業への支援を行っている。

補助事業

- ・産業振興につながる事業
- ・ジオツーリズムの振興につながる事業
- ・受入れ態勢の向上につながる事業
- ・普及・啓発の推進につながる事業

また、山陰海岸ジオパークのロゴマーク使用を許可し地域特産物の開発・商品化の支援を行っている。

#### (8) 広報・普及活動

パネル展の実施、パンフレットの配布、ホームページの充実

【平成28年度決算額】 24,212千円

【平成29年度予算額】 39,902千円

## 観 光 活 動（観光戦略課）

### 1. 誘 客 活 動

コンベンション誘致を推進するため、首都圏でのコンベンション誘致懇談会や県との連携による旅行関係者招致懇談会に参加し、本市のPRと営業活動を行う。また、関西圏からの観光客の増加を図るためのPR活動や、鳥取市関西事務所による誘客プランの企画立案や営業活動、広報宣伝などを実施し、観光客の誘客を図る。

### 2. イベント等の充実

市内で開催されるイベントの充実を図るため、鳥取しゃんしゃん祭、花火大会、お城まつり、吉岡温泉ホテル祭りなど各地域の観光イベント開催を支援する。また、観光事業を効果的に推進するため、鳥取市観光コンベンション協会が実施する各種事業を支援する。

### 3. 観光入込客数調査

観光施策の効果を測定するとともに、今後の施策策定の際の基礎資料とするため、鳥取砂丘（カウンター7台を設置）、鳥取しゃんしゃん祭において観光入込客数のカウントやアンケート調査を実施する。

また、宿泊施設や文化施設などの協力を得て、観光入込客数調査を行う。

鳥取市観光客数・宿泊客数（延人数）推移

【観光客数】

（単位：人）

|          | 平成22年     | 平成23年     | 平成24年     | 平成25年     | 平成26年     | 平成27年     | 平成28年     |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 自 然      | 1,365,246 | 1,220,457 | 1,237,934 | 1,405,502 | 1,299,918 | 1,313,376 | 1,286,038 |
| 文 化・ 歴 史 | 843,952   | 685,008   | 1,005,325 | 891,741   | 627,234   | 700,117   | 702,717   |
| 産 業 観 光  | 1,957,901 | 2,309,150 | 2,223,827 | 2,353,284 | 2,348,497 | 2,350,173 | 2,239,084 |

|               |             |             |             |             |             |             |             |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| スポーツ・レクリエーション | 446, 585    | 425, 032    | 405, 625    | 441, 342    | 538, 656    | 546, 744    | 522, 201    |
| 温泉            | 453, 349    | 434, 193    | 364, 947    | 437, 049    | 335, 743    | 338, 149    | 305, 878    |
| 買い物           | 591, 852    | 965, 243    | 1, 160, 584 | 1, 258, 934 | 1, 269, 427 | 1, 540, 487 | 1, 403, 634 |
| 行事            | 593, 200    | 525, 000    | 496, 400    | 474, 400    | 395, 747    | 440, 277    | 540, 555    |
| イベント          | 621, 546    | 211, 336    | 915, 882    | 998, 828    | 729, 210    | 669, 043    | 556, 939    |
| 合計            | 6, 873, 631 | 6, 775, 419 | 7, 810, 524 | 8, 261, 080 | 7, 544, 432 | 7, 898, 366 | 7, 557, 046 |
| 〔調査地点数〕       | 〔90〕        | 〔87〕        | 〔86〕        | 〔92〕        | 〔81〕        | 〔76〕        | 〔71〕        |

【宿泊客数】 (単位：人)

|    |          |          |          |          |          |          |          |
|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|    | 平成22年    | 平成23年    | 平成24年    | 平成25年    | 平成26年    | 平成27年    | 平成28年    |
| 合計 | 333, 151 | 326, 956 | 341, 066 | 361, 627 | 484, 665 | 360, 233 | 409, 895 |
|    | 〔29〕     | 〔30〕     | 〔30〕     | 〔30〕     | 〔31〕     | 〔28〕     | 〔26〕     |

#### 4. 受け入れ体制の整備

観光客をあたたく迎えるホスピタリティーの醸成と市民主体の観光振興を図るため、観光ボランティアガイドを養成する。また、ホスピタリティーを学んだ観光マイスターを育成するため、観光ハイヤー乗務員や旅館・ホテルの従業員などの観光関係者を対象にして鳥取市観光コンベンション協会が実施している観光大事業を支援する。

## 観光宣伝推進（観光戦略課）

#### 1. 広告宣伝

本市の観光をPRするため、JR鳥取駅前観光案内板、鳥取空港電照板、智頭急行車内広告などの設置及びTV、新聞、雑誌、ラジオスポットによる宣伝活動を行う。

#### 2. 情報発信

鳥取市の観光情報の発信を図るため、鳥取県観光連盟などとの連携による東京・名古屋・大阪での観光情報説明会の開催、首都圏、中京圏、関西圏、中四国、九州圏の各圏内の旅行会社へ観光素材の売り込み、目的に応じた観光パンフレットなどの作成、ホームページの管理及び更新を行う。また、市外在住で鳥取市出身又は鳥取市に縁のある方を「鳥取市観光大使」に任命し、積極的かつ日常的な情報発信を行う。また、外国人観光客誘致の推進として、アジア圏域を中心とした国々の旅行会社商談会に参加し、海外に向けても本市の魅力をPRする。

#### 3. イベント交流

イベントを通じた相互交流と本市の観光PRを図るため、姫路市・岩国市・郡山市・釧路市等の姉妹都市や、HOT連携を構成する岡山市などの隣県他都市で開催されるイベントへの参加や、大阪等関西圏でのイベントなどにおいて、しゃんしゃん傘踊りの派遣や特産品のPRや販売を実施する。

#### 4. 広域観光連携

コンベンション誘致や情報発信・情報収集を効果的に推進するため、各種団体に加盟して、運営費の一部又は会費を負担し、広域的な観光連携の取り組みを進める。主な団体としては、鳥取・因幡観光ネ

ットワーク協議会、とっとりコンベンションビューロー、鳥取県観光連盟、山陰観光連盟、日本観光協会、国際観光振興機構（J N T O）、因幡・但馬・丹後観光協議会などである。

鳥取県東部・兵庫県北但西部1市6町（鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町、新温泉町、香美町）では、滞在型観光を推進し地域の周遊性を高めるため、行政区域を超えて観光資源を連携させ、新たな観光エリアを構築する広域観光を推進している。

平成27年度から、国の地方創生交付金を活用し、広域観光グランドデザインの策定、3Dプロジェクトマップ上映イベントや外国人観光客誘致活動などで連携を行っている。

## 5. 観光サイン設置

市内全域の観光案内看板を次のように整備を行い、観光情報発信及び観光客のスムーズな誘導を行う。

- ・新規観光案内看板の設置
- ・既存の観光案内看板の内容更新
- ・老朽化した観光案内看板の修繕・建て替え

## 観光産業育成支援（観光戦略課）

### 1. 観光産業育成支援事業

基幹産業として観光産業を確立するため、意欲のある民間事業者の積極的な取り組みに対し支援を行っていくことにより、本市観光事業者の育成及び経済活性化を目指す。（別表参照）

| 1 補助対象事業          |              |                                                                                                                                                                                                                                                 | 2 補助対象者                                                                                             | 3 補助対象経費                                                        | 4 補助率  | 5 補助限度額 | 6 摘 要                                                                                                                                                |
|-------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 観光施設改修に係る事業     | 快適観光施設改修事業   | ○高齢者、障がい者等が快適に観光施設を利用できるようバリアフリーに配慮した環境の整備又は環境負荷軽減に対応した整備を行う事業のうち、次に掲げるもの<br>(1) 施設内における段差解消、スロープ等の設置<br>(2) トイレ、風呂の改修<br>(3) 手すり、階段昇降機の設置<br>(4) 点字表示、ブロックの整備<br>(5) 音声対応装置の導入<br>(6) 滑り止め防止、移動促進のための床材・扉素材への変更<br>(7) その他観光施設を快適化するために行う必要な整備 | 観光施設運営事業者<br>観光宿泊施設運営事業者<br>観光飲食事業者                                                                 | 消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告費、手数料、委託料、借上料、工事請負費、備品購入費                | 1 / 2  | 40万円    | (1) 対象となる観光施設は、観光客の動線上に限るものとする。<br>(2) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあっては、補助限度額を20万円とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。) |
|                   | 鉱泉源維持管理事業    | ○安定的に温泉を提供するため、鉱泉源を維持し、及び管理する事業のうち、次に掲げるもの<br>(1) 揚水ポンプの取替え、温泉貯留施設の改修等整備（メンテナンス整備は除く。）<br>(2) 温泉配管改修に係る整備<br>(3) その他安定的に温泉を提供するために必要な整備                                                                                                         | 観光施設運営事業者<br>観光宿泊施設運営事業者<br>観光飲食事業者                                                                 | 工事請負費、修繕費、消耗品費、借上料、委託料                                          | 1 / 2  | 40万円    |                                                                                                                                                      |
|                   | 温泉施設改修事業     | ○温泉施設の整備改修により魅力を高め、観光客の誘客を図る事業（事業費が200万円以上のものに限る。）                                                                                                                                                                                              | 観光施設運営事業者<br>観光宿泊施設運営事業者<br>観光飲食事業者                                                                 | 工事請負費、修繕費、消耗品費、借上料、委託料                                          | 1 / 10 | 40万円    |                                                                                                                                                      |
| 2 観光客誘客・広報宣伝に係る事業 | おもてなし向上事業    | ○観光客のおもてなしの向上に資する事業のうち、次に掲げるもの<br>(1) 観光情報サイトの整備・充実<br>(2) 顧客満足度調査の実施等<br>(3) 研修会・講演会の実施<br>(4) その他おもてなしの向上につながる事業                                                                                                                              | 観光施設運営事業者<br>観光宿泊施設運営事業者<br>観光飲食事業者<br>観光協会<br>商業者<br>商工会議所<br>商工会<br>任意の商店会等<br>旅客自動車運送事業者<br>金融機関 | 旅費、謝金、消耗品費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保陰料、借上料、工事請負費、備品購入費、委託料、雑役務費 | 2 / 3  | 20万円    | 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあっては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。)                        |
|                   | 外国人観光客誘客促進事業 | ○外国人観光客が快適に施設を利用できるよう環境を整える事業のうち、次に掲げるもの<br>(1) 施設内における案内板の多言語化<br>(2) 国際的に対応可能な金融決済システムの導入<br>(3) ホームページ、パンフレット等の多言語化<br>(4) 有料通訳サービスの利用<br>(5) 情報発信ツールとしてのインターネット整備<br>(6) その他外国人観光客誘客に効果があると思われる事業                                           | 観光施設運営事業者<br>観光宿泊施設運営事業者<br>観光飲食事業者<br>商業者<br>旅客自動車運送事業者<br>金融機関                                    | 謝金、消耗品費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、広告費、手数料、委託料、借上料、工事請負費、備品購入費、雑役務費        | 1 / 2  | 20万円    | 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあっては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。)                        |



| 1 補助対象事業          |               | 2 補助対象者                                                                                                                                                                                                                                                         | 3 補助対象経費                                                                                                                                        | 4 補助率                                                                   | 5 補助限度額 | 6 摘 要 |                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 観光客誘客・広報宣伝に係る事業 | 観光商品開発・販路開拓事業 | ○観光客の誘客等のための新たな観光商品を開発し、全国・全世界に向けて販路開拓を推進する事業のうち、次に掲げるもの<br>(1) ニューツーリズム等による旅行商品・旅行ルートの開発及び販路開拓<br>(2) 二次交通の整備を行い、各地の観光資源を結びつけるようなルートの開発<br>(3) 外国メディアを活用したツアー企画商品の開発及び販路開拓<br>(4) 鳥取の自然、食、伝統、文化を再認識させるような観光商品の開発及び販路開拓<br>(5) その他観光客の誘客に効果があると思われる観光商品開発及び販路開拓 | 観光施設運営事業者<br>観光宿泊施設運営事業者<br>観光飲食事業者<br>商工会議所<br>商工会<br>観光協会<br>商業者<br>まちづくり会社<br>旅客自動車運送事業者<br>金融機関                                             | 謝金、旅費、賃金、消耗品費、光熱水費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、委託料、備品購入費、雑役務費 | 2/3     | 20万円  | (1) 中山間地の振興を図る事業及び砂の美術館を推進する事業については、補助率を4/5とする。<br>(2) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあつては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。)                                        |
|                   | 観光客誘客イベント事業   | ○市内で、観光客の誘客を目的としたイベント等を開催し、宿泊客の増加や本市への誘客を図る事業のうち、次に掲げるもの<br>(1) 「砂の美術館」と連携して取り組むイベント、企画等<br>(2) 鳥取の食材を活用したイベント等<br>(3) その他観光客の誘客が見込まれるイベント                                                                                                                      | 観光施設運営事業者<br>観光宿泊施設運営事業者<br>観光飲食事業者<br>商工会議所、商工会<br>観光協会<br>商業者、商店街振興組合<br>商店街振興組合連合会<br>事業協同組合<br>任意の商店会等<br>まちづくり会社、NPO<br>旅客自動車運送事業者<br>金融機関 | 謝金、賃金、消耗品費、光熱水費、材料費、広告費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、保険料、借上料、工事請負費、委託料、雑役務費          | 2/3     | 40万円  | (1) 中心市街地において実施する事業については、補助率を4/5とする。<br>(2) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあつては、補助限度額を20万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。)                                                   |
|                   | 観光鳥取PR事業      | ○県外で開催されるイベント及び県外へ情報発信することを目的とした事業等を通じて、本市の観光資源（料理、伝統行事、伝統工芸等を含む。）をPRすることにより、観光客の増加を図る事業のうち、次に掲げるもの<br>(1) 鳥取の観光素材や観光資源である物産等の販売及びPRを行う事業<br>(2) 県外又は海外の旅行代理店等に対して営業活動を実施する事業<br>(3) 鳥取の伝統芸能、工芸等を広くPRする事業（経済産業大臣、鳥取県知事又は鳥取市長が郷土芸能・工芸品として認めたものに係るものに限る。）         | 観光施設運営事業者<br>観光宿泊施設運営事業者<br>観光飲食事業者<br>観光協会<br>商業者<br>伝統芸能・工芸普及事業者<br>事業協同組合<br>旅客自動車運送事業者<br>金融機関                                              | 旅費、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、各種借上料、委託料、広告費、謝金、雑役務費                  | 2/3     | 20万円  | (1) 屋台・露天等における広報宣伝事業（観光資源である物産等の販売を行うものを除く。）を除く。<br>(2) 砂の美術館の推進を図る事業については、補助率を4/5とする。<br>(3) 過去に同様の事業について本補助金の交付の決定を受けた者（所在地及び代表者その他の構成員が同じである等同一の者と認められるものを含む。）にあつては、補助限度額を10万円とし、原則として1回限り補助対象とする（市の観光施策と連携して行うものを除く。）。) |

## 観 光 施 設 管 理（観光戦略課）

本市の観光振興を図るため、観光施設の維持管理を行う。

### 1. 鳥取市柳茶屋キャンプ場（鳥取市浜坂）

利用条件等：当日現地受付（年中利用可） 無料

施設・設備：広場型（50張相当）、炊事棟、公衆トイレ

敷地面積：9,790㎡

開設：昭和53年4月1日

利用者数：平成25年4,558人 平成26年6,245人 平成27年8,304人 平成28年5,614人

### 2. 鳥取市河原町お城山展望台「河原城」（鳥取市河原町谷一本）

利用条件等：午前9時30分～午後6時（毎週月曜日休館） 一般250円ほか

敷地面積：2,900㎡（延床面積 794.44㎡）

開館：平成6年9月9日

指定管理者：風土資産研究会

指定期間：平成26年4月1日から平成33年3月31日まで

利用者数：平成25年度34,345人 平成26年度36,246人 平成27年度33,460人 平成28年度28,720人

### 3. 鳥取市流しびなの館（鳥取市用瀬町別府）

利用条件等：午前9時～午後5時（毎週水曜日休館） 一般300円ほか

敷地面積：5,792.70㎡（延床面積 1,523.19㎡）

開館：昭和63年4月18日（平成4年に観光物産センターを追加設置）

指定管理者：一般財団法人用瀬町ふるさと振興事業団

指定期間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

利用者数：平成25年度10,642人 平成26年度11,016人 平成27年度12,925人 平成28年度12,496人

### 4. 鳥取市山王谷キャンプ場（鳥取市佐治町中）

利用条件等：要予約（12月から3月は閉鎖） 個人300円ほか

施設・設備：テントサイト17、炊事棟、休憩所、公衆トイレ、シャワールーム

敷地面積：14,475㎡

開設：平成8年7月29日

指定管理者：株式会社さじ式拾壱

指定期間：平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

利用者数：平成24年度1,308人 平成25年度 573人 平成26年度739人 平成27年度2,309人  
平成28年度2,750人

### 5. 鳥取市佐治町たんぼり荘（鳥取市佐治町中）

利用条件等：休憩 午前9時～午後5時（12月から3月休館）

宿泊 午後4時～翌日午前10時 小学生以上1人1泊3,780円ほか

敷地面積：2,721㎡（延床面積 380.20㎡）

開 館：昭和54年4月1日

指定管理者：株式会社さじ式拾壺

指 定 期 間：平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

利 用 者 数：平成25年度2,079人 平成26年度3,117人 平成27年度3,047人 平成28年度1,361人

## 6. 鳥取市気高町遊漁センター（鳥取市気高町八束水）

利用条件等：休憩 午前10時～午後9時（毎週火曜日休館） 大人378円ほか

宿泊 午後4時～翌日午前10時 大人3,240円ほか

敷 地 面 積：2,868.75㎡（延床面積 975.54㎡）

開 館：昭和55年4月1日

指定管理者：有限会社三晃

指 定 期 間：平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

利 用 者 数：平成24年度9,573人 平成25年度10,237人 平成26年度4,074人 平成28年度33,186人

## 7. 鳥取市国民宿舎山紫苑（鳥取市鹿野町今市）

利用条件等：休憩 午前10時～午後2時（休館日なし）

宿泊：午後4時～翌日午前10時 大人1人1泊4,230円から

敷 地 面 積：9,011.40㎡（延床面積 本館2,031.00㎡、新館1,928.50㎡）

開 館：本館 昭和47年4月5日 新館 平成6年6月1日

指定管理者：株式会社ふるさと鹿野

指 定 期 間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

利 用 者 数：平成25年度32,244人 平成26年度 31,502人 平成27年度 29,407人  
平成28年度 29,354人

## 8. しかの温泉館「ホットピア鹿野」（鳥取市鹿野町今市）

利用条件等：午前10時～午後10時（毎月第1木曜日休館） 一般430円ほか

敷 地 面 積：3,593.13㎡（延床面積 649.94㎡）

開 館：平成5年6月1日

指定管理者：株式会社ふるさと鹿野

指 定 期 間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

利 用 者 数：平成25年度88,624人 平成23年度85,906人 平成27年度87,905人 平成28年度91,963人

## 9. 鳥取市鹿野往来交流館「童里夢」（鳥取市鹿野町鹿野）

利用条件等：午前9時30分～午後5時30分（休館日なし）

敷 地 面 積：1,647㎡（延床面積 411.90㎡）

開 館：平成22年4月3日

指定管理者：株式会社ふるさと鹿野

指 定 期 間：平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

利 用 者 数：平成25年度16,012人 平成26年度25,54人 平成27年度24,084人 平成28年度19,482人

## 10. 道の駅神話の里白うさぎ（鳥取市白兎）

敷地面積：12,684㎡（延床面積 1,330㎡）

開館：平成18年4月21日

指定管理者：有限会社むらかみ

指定期間：平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

利用者数：平成25年度658,040人 平成26年度619,348人 平成27年度643,852人  
平成28年度571,904人

#### 11. 道の駅清流茶屋かわはら（鳥取市河原町高福）

敷地面積：18,059㎡（延床面積 1,519㎡）

開館：平成18年4月21日

指定管理者：株式会社ドリームかわはら

指定期間：平成28年4月1日から平成38年3月31日まで

利用者数：平成25年度1,505,328人 平成26年度1,511,621人 平成27年度1,547,741人  
平成28年度1,436,478人

#### 12. 鳥取砂丘砂の美術館

敷地面積：16,785.91㎡（延床面積 3,735.35㎡）

開館：平成24年4月14日

指定管理者：一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会

指定期間：平成29年4月1日から平成30年1月14日まで

利用者数：平成25年度555,355人 平成26年度464,377人 平成27年度479,117人  
平成28年度448,138人